

北区地域包括ケア推進計画

北区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

【概要版】



令和3年3月

 東京都北区

計画策定の趣旨

地域共生社会とは、そこに住む住民や多様な主体が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域で共に生きる社会のことを指します。

国において、平成30年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、すべての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ること

を目的としています。さらに、令和3年4月1日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備することが求められています。

北区では、前期「北区地域包括ケア推進計画」までの間の取組を通じて、北区版地域包括ケアシステムを構築してきました。これにより、各地域においては、「通いの場」や「介護と医療の連携の仕組み」など、様々な主体を整備してきました。

今後、地域の状況を踏まえ、その地域に暮らす区民一人ひとりが、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、様々な地域資源を活用できるネットワークの構築を目指した「北区地域包括ケア推進計画」を策定しました。

北区版地域包括ケアシステムのイメージ



地域の様々な方と連携・協力してたくさんのお花を咲かせてきました。今回のイメージ図は地域によっていろいろな花が咲き、コーディネーターを蝶に見立て花を媒介し、相乗効果でもっとたくさんの素敵な花を咲かせようというものです。



基本理念

本計画は、「北区基本構想」の北区の将来像及び「北区基本計画 2020」の基本目標、「北区地域保健福祉計画」の基本理念「健やかに安心してくらするまちづくり」を踏まえ、「みんなで支え安心してくらする地域づくり」を基本理念とします。

みんなで支え安心してくらする地域づくり

基本方針

北区はこれまで地域包括ケアシステムの構築に取り組んできた結果、様々な地域資源を整備してきました。その地域資源を点から面へ展開できるよう「北区版地域包括ケアシステムの深化」に取り組めます。

そして深化の方向性として、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現と基本理念の実現を目指し、本計画より新たに「北区版地域包括ケアシステムの深化～地域共生社会の実現に向けて～」を基本方針として設定します。

北区版地域包括ケアシステムの深化 ～地域共生社会の実現に向けて～

重点的な取り組み

本計画の推進にあたって、国の基本指針や北区の現状と課題などを踏まえ、重点的な取り組みを4点設定します。本計画では全ての施策・事業を総合的、包括的に推進していきますが、重点的な取り組みについては、本計画の期間中特に集中的に推進していきます。

1. 地域の特色を反映した施策の推進
2. 認知症の人や家族の視点を重視した施策の展開
3. 高齢者あんしんセンターの機能強化
4. 高齢者のいきがい・社会参加の促進

北区地域包括ケア推進計画の理念と体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本目標]

[施策の方向]

[主な施策]

みんなで支え安心してくらせる地域づくり

北区版地域包括ケアシステムの深化
地域共生社会の実現に向けて

【基本目標 1】
一人ひとりが輝くための
多彩なネットワークづくり

【基本目標 2】
自立して豊かな高齢期を
過ごすために

【基本目標 3】
多様な機関の協働による
支援体制の充実

【基本目標 4】
住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
続けるために

1. 地域のすべての人々が互いに
支え合う体制の充実

生活支援体制整備事業、北区地域ケア会議の開催、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの開催

2. 多様な地域資源の活用

認知症支援ボランティアの活動支援、認知症サポート店の活動支援、認知症ピアサポート活動支援、チームオレンジの整備

3. 多世代間の交流による
重層的なつながりの創出

小・中学校等における認知症サポーター養成講座の開催、絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及

1. いきがい・役割を実感できる
環境の整備

いきがい活動センター（きらりあ北）の運営、授産場の運営、シルバー人材センターの活動支援、高齢者いきいきサポーター制度

2. 健康寿命の延伸

生活習慣病重症化予防事業の実施、さくら体操の普及、食育の普及・啓発、健康づくり推進店シニア元気メニュー

3. 社会参加・介護予防の促進

老人いこいの家の運営、介護予防・生活支援サービス、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業、全高齢者実態把握調査の実施

1. 高齢者あんしんセンターの
機能強化

高齢者あんしんセンターの運営、認知症地域支援推進員の配置、高齢者あんしんセンター事業評価の実施、地域分析の実施、独立行政法人都市再生機構（UR）との連携

2. 介護・福祉・医療・保健の
連携

認知症初期集中支援チームの配置、認知症地域支援推進会議、在宅養推進会議の開催、多職種連携研修会・顔が見える連携会議の開催支援

1. 安全・安心の確保

避難行動要支援者対策の推進、福祉避難所の整備、介護サービス事業所感染症対応支援事業、成年後見制度の利用促進

2. ニーズや実情にあった住まいの
確保

特別養護老人ホームの整備、住宅改造費助成事業、住宅改修・福祉用具アドバイザー派遣、住まい安心支援事業

3. 福祉人材の確保

介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援、福祉のしごと総合フェア、福祉人材の確保の推進、人材育成・研修事業の実施

4. 在宅生活支援の充実

地域密着型サービスの基盤整備、在宅養普及啓発推進事業、高齢者生活援助サービス、家族介護者教室の開催

基本目標 1

一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり

住民や地域の多彩な主体のつながりが線となり、さらに面となって有機的につながることで、ともに支え合う地域を目指します。住民一人ひとりが人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、行政はコーディネーターとしての役割を担い、地域で何かをやってみたいという思いを後押しします。



シニアボランティアによる絵本の読み聞かせ

基本目標 2

自立して豊かな高齢期を過ごすために



いきがい活動センター（きらりあ北）

若年期の健康なときからおのこの健康状態にあった適切な健康づくりや介護予防を行うなど健康寿命の延伸に向けて取り組むことで、自分らしく活動的な生活を高齢期まで長く送れるようになります。生涯を見通した将来設計を立て、いきがいづくりの手段となる健康づくり、仲間づくり、就労などを促進できるよう、ニーズや意欲、能力に応じた機会・場所の提供をしていきます。

基本目標 3

多様な機関の協働による支援体制の充実

地域の実情に応じた支援体制の構築を推進できるよう、区が高齢者あんしんセンターとともに介護や健康に関する地域データの提供や分析を行い、地域における課題の解決へ取り組んでいきます。また、直営の高齢者あんしんセンターを基幹型の地域包括支援センターと位置づけ、各高齢者あんしんセンターの相互調整、後方支援など支援体制を強化します。



基本目標 4

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために



マイエンディングノート

高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、戸建てか集合住宅か等の居住実態や、住民性などの地域性を踏まえ、地域の実情に合った支援やサービスが必要不可欠です。多様な選択肢を示し、本人の意思に沿った決定をすることが可能となるよう、地域における基盤の整備を進めていきます。また、災害や感染症等緊急時への対策、成年後見制度の利用支援、権利擁護等安心・安全に資する施策を推進します。

介護保険料について

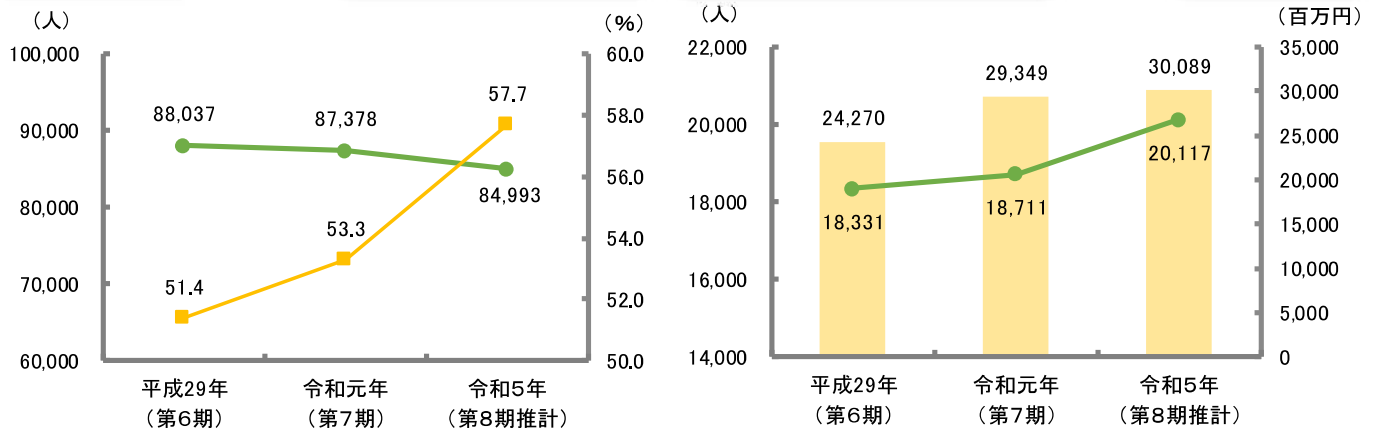
第8期の介護保険料は、高齢者人口や要介護・要支援認定者数の推移、期間中のサービス供給見込量などを基に推計しています。

高齢者人口

後期高齢者の割合

要支援・要介護認定者数

標準給付費



高齢者の人口は減少傾向にあります。後期高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者全体に占める後期高齢者の割合も増加傾向にあります。要介護・要支援認定者の割合は年齢の上昇とともに高くなる傾向があり、標準給付費も増加傾向にあります。

第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料基準額
年額：73,370円（月額：6,114円）

認知症施策の推進 ～認知症施策推進計画～

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防（備え）・社会参加
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・認知症の人の権利

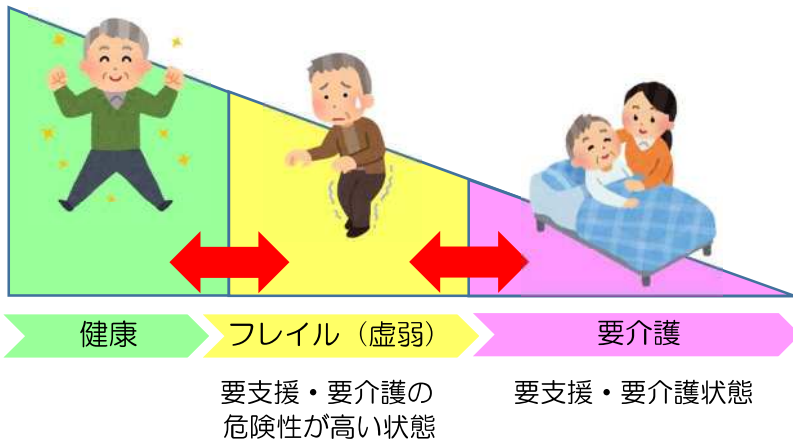


北区認知症支援キャラクター
「こんちゃん」

自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み

高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に取り組むことは重要です。北区では、前期計画から、認定の比較的軽度な方がこれ以上重度化しないように、あるいは比較的軽度なうちに機能向上などに取り組むことで自立を促進するため、また、認定を受けていない方が引き続き地域の中で元気に過ごせるよう取り組んでいます。

介護予防・フレイル予防



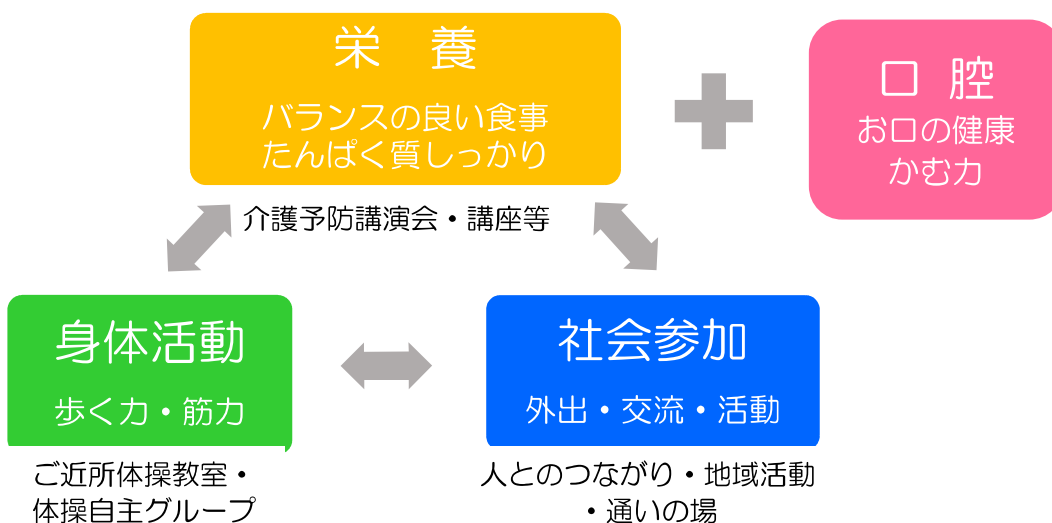
加齢にともない、体力や気力が低下し、食欲や活動量が低下して虚弱になっていく状態を「フレイル」といいます。

生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障害がある「要介護状態」との間に位置しているフレイル予防は、より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味していて、従来の介護予防をさらに進めた考え方といえます。

介護予防・フレイル予防のポイント

- 50歳頃から、生活習慣病の予防と管理をしっかりと行う。
- 65歳頃からは、生活習慣病の管理を適切に行いながら、フレイル予防を始める。
- 75歳頃からは、フレイルの予防をしっかりと実践する。

3つの柱+1でしっかりとフレイル対策



令和3年3月発行（刊行物登録番号 2-2-133）

北区健康福祉部 高齢福祉課・介護保険課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話：（高齢福祉課）03-3908-1158（介護保険課）03-3908-1286